○明石市こども医療費の助成に関する条例

昭和48年６月１日条例第23号

改正

昭和49年６月11日条例第21号
昭和55年10月２日条例第39号
昭和59年３月29日条例第６号
平成４年７月６日条例第37号
平成６年７月７日条例第19号
平成６年10月１日条例第27号
平成11年３月30日条例第10号
平成13年６月30日条例第17号
平成14年３月27日条例第13号
平成17年３月29日条例第10号
平成18年３月29日条例第18号
平成18年３月31日条例第37号
平成18年９月27日条例第55号
平成19年３月29日条例第13号
平成20年３月28日条例第13号
平成22年３月26日条例第13号
平成23年６月30日条例第24号
平成24年３月28日条例第12号
平成24年７月４日条例第24号
平成25年３月29日条例第23号

明石市こども医療費の助成に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、こどもの医療費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第１条の２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　こども　出生の日から15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第７条第１項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）又はこれらの被扶養者に限る。）をいう。

（２）　保護者　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　こどもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母。この場合において、父及び母がともに当該父又は母の子であるこどもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該こどもは、当該父又は母のうちいずれか当該こどもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

イ　父又は母に監護されず、又はこれと生計を同じくしないこどもを監護し、かつ、その生計を維持する者

（３）　医療保険各法の給付　医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。

（４）　被保険者等負担額　疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合における医療費（健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第２項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の例により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）とする。以下同じ。）のうち被保険者等又は被保険者等であつた者が負担すべき額（保険者（医療保険各法の規定により医療保険各法の給付を行うものをいう。）の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる支給若しくは給付を受けることができる場合又は医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国及び地

方公共団体を除く。）若しくは独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合にあつては、当該支給又は給付の額を控除した額）をいう。

（５）　医療機関等　健康保険法第63条第３項第１号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他病院、診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局をいう。

（対象者）

第２条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えている保護者とする。

（１）　その監護するこどもが、市内に住所を有する者であること。

（２）　医療保険各法の規定による被保険者等又はその被扶養者であること。

（３）　その監護するこどもが、生活保護法（昭和25年法律第144号）、明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第４号）又は明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第16号）の規定による保護又は医療費の助成を受けていない者であること。

（医療費の助成）

第３条　市長は、対象者のこどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額を助成する。

（助成の適用）

第４条　前条の規定による医療費の助成は、出生の日から15歳に達する日以後の最初の３月31日まで適用する。

（申請等）

第５条　医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請して、その認定を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による認定の申請があつたときは、その資格を審査し、第２条に定める要件を備えていることを確認したときは、当該申請者に対してこども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の提示）

第６条　前条の規定により受給者証の交付を受けた者は、こどもが医療機関等から、診療、薬剤の支給又は手当を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（助成の方法）

第７条　医療費の助成は、助成する額を医療機関等に支払うことによつて行う。

２　前項の規定にかかわらず市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に直接助成額を支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（届出の義務）

第８条　受給者証の交付を受けた者は、氏名、住所等に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第９条　この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第10条　偽りその他、不正の行為によつて、この条例による助成を受けた者があると認めるときは、市長は、その者に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（損害賠償との調整）

第11条　市長は、こどもが疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度において医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（委任）

第12条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和48年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の際、すでに出生している乳児の医療費の助成については、第４条の出生の日からの規定にかかわらず昭和48年８月１日から適用する。

附　則（昭和49年６月11日条例第21号）
この条例は、昭和49年８月１日から施行する。
附　則（昭和55年10月２日条例第39号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和59年３月29日条例第６号）
（施行期日）
1　この条例は、昭和59年７月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
2　この条例による改正後の明石市乳児医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和60年７月１日以後に出生した乳児の医療にかかる医療費の助成について適用し、施行日前に出生した乳児の医療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。
3　施行日から昭和60年６月30日までの間に出生した乳児の医療の助成にかかる改正後の条例第２条第３号の規定の適用については、同号中「児童手当法（昭和46年法律第73号）第５条」とあるのは「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第９条」と読み替えるものとする。
附　則（平成４年７月６日条例第37号）
（施行期日等）
1　この条例は、公布の日から施行する。
2　この条例による改正後の明石市乳児医療費の助成に関する条例第２条の規定は、平成４年７月１日以後に行われた医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。
附　則（平成６年７月７日条例第19号）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この条例施行の際、現にこの条例による改正後の明石市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第２条第２号に規定する対象幼児に該当する者に係る医療費の助成については、改正後の条例第４条中「１歳の誕生日の属する月の翌月の初日から」とあるのは、「平成６年７月１日から」とする。
（明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）
3　明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。
第２条第５号中「明石市乳児医療費の助成に関する条例」を「明石市乳幼児医療費の助成に関する条例」に改める。
（明石市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正）
4　明石市重度心身障害者医療費助成条例（昭和47年条例第４号）の一部を次のように改正する。
第２条第４号中「明石市乳児医療費の助成に関する条例」を「明石市乳幼児医療費の助成に関する条例」に改める。
附　則（平成６年10月１日条例第27号）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この条例による改正後の（中略）明石市乳幼児医療費の助成に関する条例第３条（中略）の規定は、平成６年10月１日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
附　則（平成11年３月30日条例第10号）
（施行期日）
1　この条例は、平成11年７月１日から施行する。
（経過措置）
2　この条例による改正後の明石市乳幼児医療費の助成に関する条例第２条から第４条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成13年６月30日条例第17号）

（施行期日）

１　この条例は、平成13年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市乳幼児医療費の助成に関する条例第３条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成（平成10年７月１日から平成13年６月30日までの間に出生した対象乳児及び対象幼児（以下「対象乳幼児」という。）に係る助成を除く。）について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成及び対象乳幼児に対して３歳に達する日の翌日の属する月の末日までに行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成14年３月27日条例第13号）

（施行期日）

１　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市乳幼児医療費の助成に関する条例第２条及び第４条の規定は、平成８年４月２日以後に出生した者に係る医療費の助成について適用し、平成８年４月１日に出生した者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成17年３月29日条例第10号）

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成17年７月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の明石市乳幼児医療費の助成に関する条例第３条の規定は、平成16年７月１日から適用する。

（経過措置）

３　第２条の規定による改正後の明石市乳幼児医療費の助成に関する条例第３条の規定は、平成17年７月１日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月29日条例第18号）

（施行期日）

１　この条例は、平成18年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月31日条例第37号）

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成18年９月27日条例第55号）

この条例は、平成18年10月１日から施行する。

附　則（平成19年３月29日条例第13号）

（施行期日）

１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成20年３月28日条例第13号）

（施行期日）

１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）
２　第１条の規定による改正後の明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成22年３月26日条例第13号）

（施行期日）
１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例による改正後の明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成23年６月30日条例第24号）

（施行期日）
１　この条例は、平成23年10月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例による改正後の明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成24年３月28日条例第12号抄）

（施行期日）
１　この条例は、平成24年７月１日から施行する。
（明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
４　第２条の規定による改正後の明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用する。
５　前項に規定する医療費の助成の実施に必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附　則（平成24年７月４日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年４月１日から適用する。

附　則（平成25年３月29日条例第23号）

（施行期日）
１　この条例は、平成25年７月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例による改正後の明石市こども医療費の助成に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用する。
３　前項に規定する医療費の助成の実施に必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。
（明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）
４　明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正	現行
（対象者） 第２条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。 （１）～（４）　（略） （５）　生活保護法（昭和25年法律第144号）、明石市老人医療費の助成に関する条例（昭和	（対象者） 第２条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。 （１）～（４）　（略） （５）　生活保護法（昭和25年法律第144号）、明石市老人医療費の助成に関する条例（昭和

47年条例第３号）、明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第４号）又は明石市こども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第23号）の規定による保護又は医療費の助成を受けていない者であること。 ２　（略） 以下略	47年条例第３号）、明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第４号）又は明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第23号）の規定による保護又は医療費の助成を受けていない者であること。 ２　（略） 以下略

備考
1　改正部分は、下線の部分である。
2　改正の欄に「（削る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
3　現行の欄に「（新設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

（明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

5　明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第４号）の一部を次のように改正する。

改正	現行
（対象者） 第２条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えている重度障害者とする。 （１）～（４）　（略） （５）　重度障害者の保護者（明石市こども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第23号）第１条の２第２号に規定する保護者をいう。）が、当該障害者の監護を理由に同条例の規定による医療費の助成を受けていないこと。 ２　（略） 以下略	（対象者） 第２条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えている重度障害者とする。 （１）～（４）　（略） （５）　重度障害者の保護者（明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第23号）第１条の２第４号に規定する保護者をいう。）が、当該障害者の監護を理由に同条例の規定による医療費の助成を受けていないこと。 ２　（略） 以下略

備考
1　改正部分は、下線の部分である。
2　改正の欄に「（削る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
3　現行の欄に「（新設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。